

おたふくかぜワクチン予防接種を希望される方へ



## おたふくかぜワクチン予防接種の一部助成について

さくら市健康増進課

この予防接種は、「任意予防接種」です。接種を希望する方は、この文書をよく読んで、予防効果や副反応について十分にご理解のうえ、接種されるようお願いいたします。

### 1. おたふくかぜとは

おたふくかぜはムンプスウイルスの飛沫感染後、増殖したウイルスは全身に広がり、各臓器に病変を起こします。潜伏期は2～3週間です。周りの人に感染させる可能性のある期間は、発病数日前から耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過するまでと考えられています。

主要症状は耳下腺の腫脹で境界不鮮明で均一なやわらかい痛みを伴った腫脹を示します。顎下腺、耳下腺が腫脹することもあり、発熱を伴うこともあります。年長児や成人が罹患すると、症状が著明で、合併症の頻度が高くなります。

### 2. 対象者及び助成額

回数	対象者	助成額	予診票配布
1回目	生後12カ月～24カ月までに1回	2,750円	塩谷郡市内医療機関にあります。
2回目	小学校入学前年度（年長児）の間	2,750円	

### 3. 受け方について

#### 【塩谷郡市内(さくら市・矢板市・高根沢町・塩谷町)の医療機関で受ける場合】 ※事前申請不要

- ①医療機関へ予防接種予約の連絡をする。
- ②当日は「母子手帳」を持って行く。予診票は指定医療機関にあります。
- ③接種料金から助成額を差し引いた金額は自己負担となります。



↑塩谷郡市外で受ける場合の↑

#### 【塩谷郡市外で受ける場合】 ※事前申請必要

↑インターネット申請はこちらから↑

- ①予防接種依頼書発行申請が必要になります。接種前に健康増進課へお越しください。(またはネットから申請)
- ②「予防接種依頼書」と「おたふくかぜ予診票」「法定外予防接種助成申請書兼請求書」をお渡します。
- ③医療機関へ予防接種予約の連絡をする。
- ④当日は母子手帳・予防接種依頼書・おたふくかぜ予診票・法定外予防接種助成申請書兼請求書を持って行く。
- ⑤接種料金は全額お支払いいただき、後から口座にお戻しします。

※接種日から1年を過ぎての申請は、助成の対象になりませんのでご注意ください。

#### 〈さくら市の指定医療機関〉

岡 医 院	おのこどもクリニック	きぬの里クリニック	黒 須 病 院
小 林 医 院	佐 野 医 院	高瀬小児科医院	仲 嶋 医 院
檜 山 医 院	森 島 医 院		

#### 4. 接種を控えるべき方について

- (1) 明らかに発熱（37.5℃以上）している方。
- (2) 重い急性疾患にかかっている方。（下痢や嘔吐の症状があるときは延期してください。）
- (3) これから受けようとするワクチンの成分によって、重いアレルギー反応を起こしたことがある方。
- (4) 明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する者及び免疫抑制をきたす治療を受けている方。
- (5) 生ワクチンを接種して28日以内の方、または不活化ワクチンを接種して6日以内の方。
- (6) その他、医師が不適當な状態と判断したとき。

#### 5. 接種上の注意

次のいずれかに該当する方は、健康状態や体質等を担当の医師にしっかり伝え、よく相談した上で接種を行ってください。

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患がある方。
- (2) 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状のみられた方。
- (3) 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方。
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全の者がいる方。
- (5) 本剤の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方。

#### 6. 副反応について

現在市販されているおたふくかぜワクチンの副反応として、耳下腺の軽度腫脹が1%みられます。

無菌性髄膜炎の副反応報告頻度は、接種1,600～2,300人に1例程度です。（ワクチン添付文書から）心配なことがあれば、医療機関にご相談ください。

#### 7. 接種後の注意

- (1) 接種後、重いアレルギー症状が起こる事があるので、すぐに帰宅せず30分間は安静にしてください。
- (2) 接種後に体調の変化や異常な症状がみられた場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- (3) 接種当日は安静を保って過度な運動を控えましょう。接種当日の入浴は差し支えありません。
- (4) 接種後に母乳を含む固形食及び流動食に関する制限はありません。

#### 8. 健康被害に対する救済措置について

このワクチンの接種により健康被害が発生した場合は、内容により、「医薬品副作用被害救済制度」と「さくら市の行政措置災害補償保険」に基づく救済が受けられます。ただし、指定医療機関以外で接種された場合、「さくら市の行政措置災害補償保険」に基づく救済が受けられない場合があります。

〒329-1312 さくら市櫻野1319番地3  
さくら市 健康増進課 感染症対策係  
TEL:028-682-2589